

# 経営者保証に関するガイドラインにかかる取組方針

令和5年9月

## 1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の一層の促進を受けた場合には、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性、既往貸付金の返済状況、信用情報等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で検討します。

## 2. 経営者保証の契約時の対応について

(1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、以下の点を踏まえ、保証契約の必要性等を丁寧かつ具体的な説明を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されているか。
- ② 法人と経営者との間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていないか。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得るか。
- ④ 法人から適時適切な財務情報等が提供されているか。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供があるか。

(2) 保証金額の設定については、農業法人等の成長段階における取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産・負債及び収入の状況、融資額、主たる債務者の資産・負債及び収入等の信用状況、物的担保等の抵当権順位状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

## 3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証に代わる保証・担保の検討、解除・変更後の債権の保全性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果、経営者保証を解除することが難しい場合や事業承継を契機とする保証解除に向けた必要な取り組み等についても、主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、真摯かつ柔軟に対応することとし、保証契約の解除について適切に判断します。

#### 4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ債務整理を支援する弁護士・公認会計士・税理士とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や経営者およびその所帯が今後の生活で必要となる生計費の考え方など、保証人またはJ Aに極端な不利益が生じることがないように、各種考え方の理にかなった保証履行請求額であることなどを確認し、総合的に勘案して決定します。

以上